陸上自衛隊の福利厚生に関する達(陸上自衛隊達33-3号(21.12.22))の全部を 改正する。

令和5年9月12日

陸上幕僚長 陸将 森下 泰臣

陸上自衛隊の福利厚生に関する達

目次

- 第1章 総則(第1条-第5条)
- 第2章 部隊等の長等の責任(第6条-第9条)
- 第3章 厚生業務(第10条-第23条)
- 第4章 家族支援業務(第24条-第36条)

付則

別紙

- 第1 厚生業務に関する細部項目
- 第2 厚生施設一覧表

第1章 総則

(目的)

第1条 この達は、陸上自衛隊における福利厚生に関し必要な事項を定め、もって陸上自衛 隊の隊員の福利厚生に資することを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号) 及び関係法令によるほか、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 部隊等 陸上自衛隊の部隊及び機関(自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。) をいう。
 - (2) 駐屯地業務隊等 駐屯地業務隊及び駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあっては、当該 駐屯地業務を担当する部隊等をいう。
 - (3) 福利厚生 隊員の幸福増進、士気高揚及び隊務能率の向上を図るとともに、隊員が後顧の憂いなく職務に専念できる環境の整備をいう。
 - (4) 福利厚生に関する業務 厚生及び家族支援に関する業務 (防衛省共済組合が実施する 業務を除く。)をいう。
 - (5) 厚生業務 隊員の心身の健全化、士気高揚及び組織の能率向上に資するため各種サービスを提供する業務をいう。
 - (6) 家族支援業務 隊員家族の自衛隊に対する理解及び信頼を獲得し、隊員が隊員家族に関して、後顧の憂いなく安心して国内外での活動に専念できる環境を整備する業務(遺族援護業務を含む。)をいう。
 - (7) 福利厚生に関する業務の担当官 厚生業務については、陸上幕僚監部人事教育部厚生 課長、方面総監部人事部厚生課長、駐屯地業務隊の厚生科長又は駐屯地業務隊を置かな い駐屯地にあっては、これに準ずる者をいい、家族支援業務については、厚生業務の担 当官に加え、部隊等の長が指定する部課(科)等の長をいう。
 - (8) 不測事態 隊員自身の事前に予期できない事態をいう。 (陸上自衛隊における福利厚生の目的)

第3条 陸上自衛隊の福利厚生は、隊員の幸福増進、士気高揚及び隊務能率の向上を図るとともに、隊員が後顧の憂いなく職務に専念できる環境を整備することを目的とする。

(共済事業との関係)

第4条 陸上自衛隊の福利厚生に関する業務の実施にあたり、防衛省共済組合及び関係部外 機関等が実施する事業の活用に留意する。

(宿舎業務との関係)

第5条 陸上自衛隊の宿舎業務は厚生業務の一環であるものの、国家公務員宿舎法を起点と する規則体系に基づき規定されているため、本達の規定を適用しない。

第2章 部隊等の長の責任

(部隊等の長の責任)

- 第6条 部隊等の長は、常に隊員及び隊員家族の希望、要求及び心理状態に留意し、適切な 厚生及び家族支援業務を行わなければならない。
- 2 部隊等の長は、服務指導により隊員の厚生及び家族支援業務に関する自助の実施、公助 及び共助の施策を積極的に活用し促進しなければならない。

(方面総監の責任)

- 第7条 方面総監は、常に警備区域内に所在する駐屯部隊等における福利厚生に関する業務の適正な実施について、駐屯地司令及び駐屯地業務隊等に関する訓令(昭和34年陸上自衛隊訓令第44号)第11条第2項の規定に基づき、駐屯地業務隊長を指揮監督しなければならない。
- 2 方面総監は、隷下各部隊等の長が実施する福利厚生に関する業務を指揮監督しなければ ならない。

(自衛隊地方協力本部長の責任)

- 第8条 自衛隊地方協力本部長は、担当区域に所在する遺族の援護業務を実施するものとする。
- 2 前項のほか、自衛隊地方協力本部長は、方面総監の指揮監督に基づく家族支援業務において、部隊等の所在地から遠隔に所在する隊員家族が担当区域に居住する場合の当該隊員 家族との連絡調整及び関係部外団体等による家族支援への協力に係る連絡調整について、 各部隊等を支援するものとする。

(駐車地業務隊等の長の責任)

- 第9条 駐屯地業務隊等の長は、方面総監の指揮監督に基づき、部隊の厚生業務を支援する ものとする。
- 2 前項のほか、駐屯地業務隊等の長は、方面総監の指揮監督に基づく家族支援業務において、部隊等の所在地から遠隔に所在する隊員家族が近傍に居住する場合の当該隊員家族との連絡調整及び関係部外団体等による家族支援への協力に係る連絡調整について、各部隊等を支援するものとする。

第3章 厚生業務

(厚生業務の目的)

第10条 陸上自衛隊の厚生業務は、社会構造の変化に対応した各種サービスを提供し、隊員が心身を健全にするとともに、士気高揚、組織の能率向上及び人材確保に寄与することを目的とする。

(福利厚生に関する業務の担当官の厚生業務に係る所掌業務)

- 第11条 福利厚生に関する業務の担当官は、隊員の福利厚生に関し、次の各号に掲げる厚生業務をつかさどるものとする。
 - (1) 隊員の福利厚生のための施設の運営及び改善整備(他の所掌に属するものを除く。)

- (2) 隊員の気力の充実、体力向上及び任務遂行に伴う心身の疲労の回復を図るための厚生 用品及び施設の供用その他健全な娯楽等の提供
- (3) 隊員の知力の増進、教養の向上及び良識のかん養を図るための文化活動の実施
- (4) 隊員の体力の向上、相互の親和団結の強化、地域環境醸成及び隊員の確保等に資する 運動競技・文化活動の奨励指導
- (5) 隊員の任務と生活の調和に関する業務(他の所掌に属するものを除く。)
- (6) その他、隊員の福祉向上、士気の高揚、勤務能率の増進及び社会構造変化を踏まえた 組織の魅力化に資すると認められる業務 (他の所掌に属するものを除く。)

(厚生業務の細部項目)

第12条 厚生業務の細部項目は、別紙第1に掲げるものとする。

(厚生業務に関する計画の作成)

- 第13条 福利厚生に関する業務の担当官は、厚生業務実施計画(厚生施設整備計画及び厚生用品整備計画を除く。)、厚生施設整備計画及び厚生用品整備計画を作成する。各計画には、次に掲げる事項をそれぞれ含むものとする。
 - (1) 厚生業務実施計画(厚生施設整備計画及び厚生用品整備計画を除く。)

ア 種目

イ 時期

ウ経費

エ 実施要領の概要

- (2) 厚生施設整備計画及び厚生用品整備計画
 - ア 施設名又は品目
 - イ 年度整備目標
 - ウ 中期整備目標
 - 工 経費
 - オ 実施要領の概要

(厚生業務の計画上の着意)

- 第14条 厚生業務の計画に当たっては、次の各号に掲げる事項に着意するものとする。
 - (1) 駐屯部隊等の特殊事情、隊員の趣味嗜好及び隊員家族の要望に合致していること。
 - (2) 努めて多数多層の隊員及び隊員家族が利用又は参加できるよう機会の均等性及び種目 の多様性を有すること。
 - (3) 予算の使用に当たっては、極力消耗的なものを避け隊員の共用に供するための非消耗的なものの確保に努めること。
 - (4) 厚生施設の設置は、駐屯地の特性に応じ駐屯地司令が別紙第2に定める施設を基準として整備を実施する。

(厚生施設の管理)

第15条 福利厚生に関する業務の担当官は、別紙第1に定める厚生業務の実施に必要な諸 施設の管理、業者の公募及び改善整備に係る運営業者との調整並びに運営に係る指導及び 監督を実施する。

(厚生備品等の管理)

第16条 福利厚生業務の担当官は、陸上自衛隊補給管理規則(陸上自衛隊達第71-5号 (19.1.9)) 第14条に定める厚生用品を適切に管理する。

(文化活動及び運動競技)

第17条 福利厚生に関する業務の担当官は、別紙第1に定める文化文芸活動、運動競技及びその他文化文芸活動に係る同好会の結成、助成及び運営を指導する。

(部外大会の参加手続)

- 第18条 隊員は、福利厚生を目的として部外の各種団体の主催する運動競技大会、演芸会に参加し、又は出場しようとするときは、それぞれ順序を経て駐屯地司令の承認を受けなければならない。
- 2 駐屯地司令は、前項の承認が国又はこれと同等程度の単位団体の主催にかかる国内的行事である場合及び国又はこれと同等程度の単位団体等若しくは外国の主催にかかる国際的行事である場合は、方面総監(市ヶ谷駐屯地にあっては陸上幕僚長)に、順序を経て申請し、その承認を受けなければならない。

(部外大会等への参加又は出場を承認された隊員への便宜供与)

第19条 駐屯地業務隊等の長及び駐屯部隊等の長(運動競技会等の最寄りの駐屯地の業務 隊等の長及び部隊等の長を含む。)は、前条にそれぞれ規定する承認を受けた隊員に対し、 その隊員の会場への往復その他必要な事項に関し、努めて便宜を供与する。

(任務と生活の調和に関する業務)

- 第20条 福利厚生に関する業務の担当官は、隊員の任務と生活の調和を図るため、必要により以下の業務を実施する。
 - (1) 庁内託児施設の設置
 - (2) 生涯設計セミナーの開催等

(厚生委員会)

- 第21条 駐屯地業務隊等に厚生委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、委員長、福利厚生に関する業務の担当官その他所要の委員をもって組織する。
- 3 委員長及び委員(福利厚生に関する業務の担当官である委員を除く。)は、駐屯地業務隊 等の長が各駐屯部隊等の長と協議の上、当該部隊等に属する隊員のうちから指名する。
- 4 駐屯地業務隊等の長は、厚生委員の選定に当たっては、努めて各駐屯部隊等並びに幹部、 准陸尉、陸曹、陸士及び事務官等にわたるよう配慮する。
- 5 厚生委員会は、努めて毎月1回開催するものとし、委員会の議事録その他の事務は福利 厚生に関する業務の担当官である委員が担当する。ただし、隊務運営上毎月の開催が困難 な場合は、委員長の計画により変更することができる。

(委員会の審議事項)

- 第22条 委員会は、駐屯地業務隊等の長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、答申を行う。
 - (1) 厚生業務の実施の具体的方法に関する事項
 - (2) その他駐屯地業務隊等の長から諮問を受けた事項

(各種事態等において必要な厚生基盤)

第23条 駐屯地業務隊等の長は、各種事態等においては、駐屯地等における厚生施設及び 備品を活用するとともに、戦力回復の任務遂行に必要な基盤を確保する。

第4章 家族支援業務

(家族支援業務の目的)

- 第24条 家族支援業務は、隊員家族の自衛隊に対する理解及び信頼を獲得し、隊員が隊員 家族に関し後顧の憂いなく安心して職務にまい進できる態勢を確立することを目的とする。 (福利厚生に関する業務の担当官の家族支援業務に係る所掌業務)
- 第25条 福利厚生に関する業務の担当官は、隊員の福利厚生に関し、次の各号に掲げる家 族支援業務を実施する。
 - (1) 平素の部隊等による隊員家族への各種施策、関係部外団体等との連携等による家族連携業務
 - (2) 留守家族への情報提供、各種支援施策等による留守家族業務
 - (3) 不測事態発生時における隊員家族への連絡、家族の対面等による不測事態対応業務
 - (4) 各種施策等による遺族援護業務

(家族支援の方策)

第26条 隊員が何時如何なる状況にあっても事態に臨むことができるよう、平素から隊員 自身が隊員家族に対して説明や準備に係る責任を果たすとともに、隊員及び隊員家族が公 的機関又は関係部外団体等の実施する各種支援施策を積極的に利用するものとする。

(家族支援における関係部外団体等)

第27条 部隊等は、家族支援業務において、必要により関係部外団体等の協力を得るもの とする。

(家族支援における公助)

- 第28条 部隊等の長及び隊員は、隊員家族が国や自治体、防衛省・自衛隊が実施する公助 を積極的に利用できる環境を構築する。家族支援における公助は、次の各号のとおりとす る。
 - (1) 国や自治体による公助 医療、介護、子育て及び教育等に係る制度の公的支援やサービス等
 - (2) 防衛省・自衛隊による公助
 - ア 平素における家族支援

庁内託児所の整備、各種手段・機会を通じた家族への情報提供、隊員と隊員家族の 通信環境の整備等

イ 事態対処、海外派遣等に伴う家族支援

緊急登庁支援、隊員と隊員家族の連絡態勢の確保、家族への情報提供、隊員と家族 の通信環境の整備等及び海外派遣時における追送品送付等の各種取り組み等

(家族支援における共助)

- 第29条 部隊等の長及び隊員は、防衛省共済組合等が実施する共助による各種施策を積極 的に利用できる環境を構築する。家族支援における共助は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 防衛省共済組合による共助 年金、保険及び各種アウトソーシングサービス等の事業
 - (2) 関係部外団体、家族間コミュニティ等による共助 激励、情報提供及び相談等のほか、災害等事態発生における安否確認、生活支援等 (家族支援における自助)
- 第30条 隊員は、隊員家族を支えるための環境構築を平素から実施する。家族支援における自助は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 自己の職務に関する家族の理解を獲得するための隊員自身による説明
 - (2) 隊員が出動した後にあっても、隊員家族が自立的生活を送ることができる準備 (家族連携業務の実施)
- 第31条 家族連携業務は、隊員家族の自衛隊への理解及び協力関係を醸成するため、次の 各号に関する事項を実施するものとする。
 - (1) 留守家族の名簿の整備に関する事項
 - (2) 関係部外団体等による家族支援に対する協力の調整に関する事項
 - (3) 部隊と家族の交流施策(家族支援ホームページ、隊員家族向けパンフレット等)、連絡体制の強化に関する事項(隊員家族連絡カードの配布・使用等)
 - (4) 安否確認態勢に関する事項
 - (5) その他、部隊等と家族、家族相互等の連携に関する事項 (留守家族業務の実施)
- 第32条 留守家族業務は、隊員が派遣及び出動した場合における隊員及び留守家族の不安 を除去するため、次の各号に関する事項を実施するものとする。
 - (1) 隊員に対する緊急登庁支援に関する事項
 - (2) 留守家族への情報提供に関する事項
 - (3) その他、留守家族への支援に関する事項

(不測事態対応業務の実施)

- 第33条 不測事態対応業務は、隊員自身又は隊員家族が緊急を要する事態になった場合に おける隊員及び隊員家族の精神的並びに物理的負担を軽減するため、次の各号に関する事 項を実施するものとする。
 - (1) 隊員家族への連絡に関する事項
 - (2) 隊員と隊員家族の対面に関する事項
 - (3) その他、不測事態における家族への支援に関する事項

(遺族援護業務の実施)

- 第34条 遺族援護業務については、遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与し、遺族の自衛 隊に対する理解と信頼を維持するため、次の各号に関する事項を実施するものとする。
 - (1) 追悼式及び遺族会運営支援に関する事項
 - (2) 関係部外団体が行う遺族援護事業に対する協力に関する事項
 - (3) 遺族に対する募金に関する事項
- (4) その他、遺族援護に関する事項

(各種行動等における家族支援に関する処置)

第35条 各種行動、訓練等における家族支援に関する事項は、家族支援の業務区分に基づ く各種業務のほか当該計画による。

(家族支援に関する便宜供与)

- 第36条 部隊等の長は、家族支援業務上適当と認められ、次の各号のいずれにも該当しない場合には、隊員家族及び遺族の車両の移動に関し便宜を供与することができる。
 - (1) 社会通念上娯楽と認められる場合
 - (2) 防衛省の広報活動に関する訓令(昭和35年防衛庁訓令第36号)及び陸上自衛隊の 広報活動に関する達(陸上自衛隊達第31-1号(37.5.9))に基づく広報に該当 する場合

附則

この達は、令和5年9月12日から施行する。

厚生業務に関する細部項目

	細部項目	細部実施項目
1	施設の運営及び 改善整備に関する 事項	図書館、読書室、娯楽室、運動競技施設、映写場、厚生センター、託児施設等
2	各種文化文芸活 動に関する事項	(1) 映画、演劇、音楽、吟詠、謡曲、写真、囲碁、将棋、園芸、短歌、俳句、書道、茶道、華道、絵画、手工芸等の指導奨励(2) 文化文芸に関する同好会の結成及び展覧会、鑑賞会、撮影会の開催等(3) 学芸、美術、文芸等の講座、講習、研究会、講演会の開催及び通信教育の受講等
3	各種運動競技等 に関する事項	(1) 野球、ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、ラグビー、テニス、卓球、バドミントン、水上競技(水泳を含む。)、陸上競技、ボクシング、レスリング、柔道、剣道、合気道、空手、銃剣道、相撲、弓道、スキー、スケート、重量挙げ、フェンシング、射撃、ハイキング、eスポーツ等の指導奨励 (2) 上記運動競技に関する同好会の結成、競技会の開催等
4	任務と生活の調 和に関する事項	生涯生活設計セミナー等、各種生涯生活設計に関する事項
5	その他厚生業務 に関する事項	その他隊員の福祉向上、士気の高揚、勤務能率の増進、社会 構造変化を踏まえた組織の魅力化等のため必要と認められる業 務(他の所掌に属するものを除く。)

厚生施設一覧表

施設名称

陸上競技場

ラグビー場

サッカー場 (ハンドボール場兼用)

テニスコート

バレーコート

バスケットコート

野球場

武道場

卓球場

レスリング場

ボクシング場

弓道場

相撲場

娯楽室

図書室

読書室

映画場

工作室

プール (訓練施設を除く)

売 店

※ 駐屯地の特性、規模に応じ、駐屯地司令等が判断